

お り ほ の 納 税 教 室

介護保険料の納入通知書を発送します

7月12日(金)に「令和6年度介護保険料納入通知書」を発送します。

通知書には、年間の保険料額その他、納付方法や各期別の納期限などが記載されていますので、ご確認をお願いします。

令和6年度からの 変更点

令和6年度から保険料の標準段階が、これまでの9段階から13段階に変更となりました。詳細については、下記算定表をご確認ください。

特別徴収における仮徴収と本徴収

介護保険料の納付方法が特別徴収の人は、算定された年間保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの額を10月から納付することになります。

例：令和5年度から引き続き特別徴収となる人の場合

4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
仮 徴 収			本 徴 収		
令和6年2月分と同額×3月			(確定年額－仮徴収額)／3月		

各所得段階の介護保険料は、基準額（72,000円）×保険料率で計算します。※基準額は変更なし

【介護保険料額算定表】

所得段階区分	対 象 者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	1 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 2 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 3 生活保護受給者	0.285	20,520円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.485	34,920円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.685	49,320円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税を課税されている人がいて、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	64,800円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税を課税されている人がいて、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.0	72,000円
第6段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	86,400円
第7段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	93,600円
第8段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	108,000円
第9段階	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	122,400円
第10段階 (新設)	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	136,800円
第11段階 (新設)	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	151,200円
第12段階 (新設)	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	165,600円
第13段階 (新設)	本人が住民税を課税されており、合計所得金額が720万円以上の人	2.4	172,800円

※被保険者本人だけでなく、世帯員の住民税課税状況も算定の基準に含まれます。



惜しくも2位！

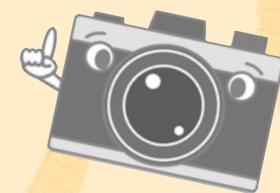
6月2日(日)、宮城県消防学校で第54回宮城県消防操法大会が開催され、小型ポンプ操法の部に出場した本町の消防団が第2位の成績を収めました。

消防操法大会は、消防団員が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具（ホースやポンプなど）の取り扱いおよび操作の基本について、その技術を競うものです。

見事優勝を果たした石巻市消防団とは、タイムでは1秒の差、点数にして3点差と優勝まであと一步のところでの惜敗となりました。

6月3日(月)、町長への成績報告会が行われ、代表選手らは、今回の結果に対する悔しさを原動力に、次回大会での優勝を誓いました。

みな
レポ



交通死亡事故ゼロ10年達成！

南三陸町では、令和6年6月1日をもって交通死亡事故ゼロ10年を達成しました。平成26年6月から令和6年6月までの間、町内で交通死亡事故が発生していません。

これにより6月19日(水)に宮城県知事からの褒状伝達式が開催されました。

これもひとえに、皆さまの継続した交通安全活動の成果であり、引き続き、交通事故のない南三陸町を目指し、交通安全を心がけましょう！



これまでの恩返しを

6月17日(水)、佐藤町長が都内にある台北駐日経済文化代表処を訪問し、町内全世帯からの義援金の他、町、議会、個人・企業の皆さまからの見舞金、南三陸高校の生徒が集めた募金の合計5,012,669円の目録を蔡明耀(サイメイヨウ)駐日副代表に贈呈しました。

「台湾東部沖地震」において甚大な被害を受けた台湾の皆さまの一日も早い復旧・復興の一助となるよう、この度、町民の皆さまの思いを直接お届けするため、訪問したものです。

